

令和3年5月25日
総務部人事課

職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

国の「地方公共団体における押印見直しマニュアル（令和2年12月18日内閣府発行）」及び区の「押印見直し基準（令和3年2月8日）」に則り、条例別記様式に定める宣誓書の押印欄を廃止するため条例を一部改正する。

2 改正内容

別記様式中の押印欄を削除するとともに、規定の整備を図る。

3 新旧対照表

別添のとおり

4 施行予定日

公布の日

職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(職員のサービスの宣誓)</p> <p>第2条 新たに職員となった者は、任命権者(市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する職員にあっては、世田谷区教育委員会。以下同じ。)又は任命権者の定める上級の公務員の前で、<u>様式</u>による宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行ってはならない。ただし、地震、火災、水害<u>その他</u>これらに類する緊急の事態に際し必要な場合においては、宣誓を行う前においても職員にその職務を行わせることができる。</p> <p>2(省略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p> <p><u>様式</u></p> <p style="text-align: center;">宣 誓 書</p> <p>私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、且つ、擁護することを固く誓います。</p> <p>私は、地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的且つ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として、誠実且つ公正に職務を執行することを固く誓います。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p>	<p>(職員のサービスの宣誓)</p> <p>第2条 新たに職員となった者は、任命権者(市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する職員にあっては、世田谷区教育委員会。以下同じ。)又は任命権者の定める上級の公務員の前で、<u>別記様式</u>による宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行ってはならない。ただし、地震、火災、水害<u>又は</u>これらに類する緊急の事態に際し必要な場合においては、宣誓を行う前においても職員にその職務を行わせることができる。</p> <p>2(省略)</p> <p><u>別記様式</u></p> <p style="text-align: center;">宣 誓 書</p> <p>私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、且つ、擁護することを固く誓います。</p> <p>私は、地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的且つ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として、誠実且つ公正に職務を執行することを固く誓います。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏 名印</p>